

## 2023 年度に海外留学を 予定している皆さんへ

演習の単位修得方法、海外留学で修得した単位の認定等について説明いたしますので、2023 年度に留学を予定している学生は、学務課（法学担当）窓口へ申し出るようにしてください。個々のケースにより異なりますが、サブゼミの履修を推奨する場合がありますので、なるべくサブゼミ登録期間終了前（3 月 3 日（金））までにはお申し出ください（期間を過ぎた場合でも、必ず学務課（法学担当）へお申し出ください）。

通年のゼミを半期受講する場合、「演習（留学者等特別認定）履修申請書の提出が必要です。 下記締切までに学務課（法学担当）へ提出をお願いします。

【提出締切】 半期受講する学期の開始前まで

※担当者不在の場合もありますので、電話（TEL 092-802-6371）の上、お越してください。

